

# 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に関する運用基準

（平成17年9月27日）  
京都府告示第529号

改正 平成18年7月18日告示第438号  
平成19年7月27日告示第408号

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号。以下「法指針」という。）に関する運用基準を次のとおり定め、平成17年10月1日から施行する。

## 1 自動車分担率

法指針二の1の(1)の①に規定する設置者が確保することを要する駐車場の必要台数を算定する際の要素となる自動車分担率については、人口10万人未満の市町村にあっては、法指針の定めにかかわらず、次の表のとおりとする。

（単位：パーセント）

地域	商業地区	その他地区
北中部	45+0.1L (L<300)	75+0.01L (L<2,000)
	75 (L≥300)	95 (L≥2,000)
南部	40+0.1L (L<300)	70+0.01L (L<2,000)
	70 (L≥300)	90 (L≥2,000)

- 注 1 この表において「北中部」とは、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、京丹波町、伊根町、与謝野町の区域をいい、「南部」とは、北中部以外の区域をいう。
- 2 この表において「L」とは、駅（当該店舗への来客が鉄道を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合における鉄道駅をいい、鉄道利用者が少なく、バス等を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合におけるバス路線が相当数集中する地点を含む。）からの距離（単位：メートル）をいう。
- 3 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項又は附則第5条第1項の規定による変更の届出（駐車場の収容台数の見直しを伴うものに限る。）をした者については、現状の利用実態を考慮した上で、この表を適用しないことがある。

## 2 深夜において配慮すべき事項等

- (1) 法指針一の1、二の1の(1)の⑥のイ及び二の1の(4)に規定する深夜並びに二の2の(1)の①に規定する深夜・早朝の時間帯（以下「深夜帯」という。）は、午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- (2) 設置者は、原則として、荷さばき施設における荷さばき作業を深夜帯以外の時間帯に実施するものとする。
- (3) 市町村又は法第8条第2項に規定する意見を有する者から、同条第1項又は第2項の規定により青少年の健全育成、防犯対策等の見地から深夜帯における営業の自粛を求める旨の意見の提出があった場合は、設置者は、当該意見に配慮するものとする。

## 3 企業の社会的責任として今後実施しようとする取組等

法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項の規定による届出を行う者は、別に定める大規模小売店舗出店（変更）計画説明書により、法指針の趣旨にのっとり、地域社会貢献策など企業の社会的責任として今後実施しようとする取組等を明らかにするものとする。

改正文（平成18年告示第438号）抄

改正文（平成19年告示第408号）抄  
平成19年7月31日から施行する。